

事務連絡  
平成23年3月14日  
(1:30現在)

都内介護サービス施設・事業所等 管理者 各位

東京都福祉保健局高齢社会対策部  
施設支援課  
介護保険課

東京電力株式会社による輪番停電に係る  
社会福祉施設及び介護保険施設等の対応について

先の「東北地方太平洋沖地震による電力の需要逼迫に対応した「輪番停電」への対応及び省エネ・節電への取組について」により通知いたしましたが、先ほど厚生労働省から輪番停電について連絡がありましたので、取り急ぎ情報提供を行います。

各社会福祉施設及び介護保険施設等におかれましては、下記のとおり、入所者等の健康状態や生活において支障をきたすことのないよう万全を期されるようお願いいたします。なお、在宅医療機器を使用している施設等においては、厚生労働省医政局通知の抜粋情報も参考にしてください。

記

1 厚生労働省老健局総務課通知より抜粋

- ・ 停電によって、入所者等の健康状態や生活において支障を来すことのないよう、医療機関など関係機関との十分な連携を確保すること
- ・ 自家発電装置を有する社会福祉施設、介護保険施設等において、装置の点検や燃料の確保を行うこと

○参考 厚生労働省医政局指導課から各都道府県宛通知の抜粋情報

- ・ 人工吸入器・酸素濃縮器、在宅透析機器、吸引器等の在宅医療機器を使用している患者については、医療機関とメーカーで協議しつつ、停電期間中、代替機器を配布、貸し出しなどの対応を行うこと
- ・ どうしても、在宅医療機器を使用することが必要な場合には、医療機関への一時受入れ等で対応すること

問い合わせ先

東京都福祉保健局高齢社会対策部

施設支援課 電話 03-5320-4264 (介護保険施設)

介護保険課 電話 03-5320-4593 (居宅サービス)

事務連絡  
平成23年3月13日

東京電力から電力供給される都県民生主管課 御中  
(東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、静岡)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局総務課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

東京電力株式会社による輪番停電に係る社会福祉施設及び  
介護保険施設等の対応について

今般の東北地方太平洋沖地震については、要援護者の支援に最大限の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先ほど、東京電力株式会社より、電力の需給逼迫のため、3月14日以降、東京電力株式会社が電力を供給する地域をいくつかのブロックに分け、順番に一定時間ごとに停電すること（以下「輪番停電」という。）の発表がありました（別添参照）。輪番停電については、社会福祉施設等も例外なく対象となり、輪番停電の間、入所者等の処遇に支障の生じないよう対応をとることが求められます。

例外地域以外は、明日中にほとんどの地域が一定時間、停電の対象となることから、速やかに所要の対応を開始していただくことを要請します。併せて、管内市町村に対しても、直ちに周知を願います。

今後の見通しは不明確であるものの、事態の重大性に鑑み、当方としても、得られた情報を随時連絡いたしますので、今後の事務連絡等に御注意下さい。

貴課におかれましては、貴管内の社会福祉施設等が遺漏なく輪番停電に対応できるよう、貴管内の社会福祉施設等に対し、大至急、輪番停電の実施について注意喚起を行うとともに、

- ・ 特に停電によって、入所者等の健康状態や生活において支障を来すことのないよう、医療機関など関係機関との十分な連携を確保すること
- ・ 自家発電装置を有する社会福祉施設、介護保険施設等において、装置の点検や燃料の確保を行うこと

を指導するなど、輪番停電への対応にかかる指導について特段の御協力をお願いいたします。また必要に応じ、自家発電装置の燃料の確保等について必要な支援を行っていただくようお願いいたします。

※ 今後の参考とするため、現時点で想定される対応、懸念される事項等ありましたら、別紙様式により随時御連絡ください。

(参考) 輪番停電に関する情報

東京電力株式会社の発表 (<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11031227-j.html>)

<連絡先>

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

施設係 瀬口・甲斐

電話 (代表) 03-5253-1111 (内2868)

(直通) 03-3595-2616